

# 経 済 産 業 省

官 印 省 略

20231213保局第1号

「認定高度保安実施者の認定について」を次のように制定する。

令和5年12月21日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

認定高度保安実施者の認定について

「認定高度保安実施者の認定について」を別紙のとおり定める。

附 則

この規程は、令和5年12月21日から施行する。

認定高度保安実施者の認定について

1. 認定高度保安実施者の認定に係る製造施設及び特定施設の解釈

- (1) 冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号。以下「冷凍則」という。）第55条の3第1項第2号、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。）第92条の7の3第1項第2号、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）第94条の7の3第1項第2号又はコンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号。以下「コンビ則」という。）第49条の7の3第1項第2号の「製造施設」とは、新たに追加された製造施設（スクラップアンドビルドされた製造施設を含む。）以外の製造施設をいうものとする。
- (2) 冷凍則第55条の3第1項第2号、液石則第92条の7の3第1項第2号、一般則第94条の7の3第1項第2号又はコンビ則第49条の7の3第1項第2号の「特定施設」とは、次のいずれかに該当するものとする。
- ① 直近の認定日以降、変更の工事が行われていない特定施設
  - ② 直近の認定日以降、変更の工事が行われた特定施設のうち、当該変更の工事が特定変更工事であるもの
  - ③ 直近の認定日以降、特定変更工事以外の変更の工事が行われた特定施設のうち、既に認定を受けている施設の部分。ただし、当該変更の工事が施設の増設に係るもので、増設した施設の部分と既に認定を受けている施設の部分について弁等による縁切り区分が可能である場合に限る（既に認定を受けている施設の部分の変更の工事を伴うものについては、当該変更の工事が特定変更工事に該当する場合に限る。）。

2. 認定申請者の欠格事由

- (1) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第39条の15第1項第1号の「高圧ガスの製造を開始した日」とは、法第21条第1項に基づき製造の開始の届出を行った日とする。
- (2) 法第39条の15第1項第2号の「高圧ガスによる災害」とは、以下のいずれかに該当する事象を指すものとする。
- ① 負傷の程度に応じて次の表 a から d までに定める被害以上の人的被害が発生したもの

	死者	重傷者	軽傷者
--	----	-----	-----

a	1 名	0 名	0 名
b	0 名	2 名	0 名
c	0 名	1 名	3 名
d	0 名	0 名	6 名

※ 重傷者は負傷の治療に要する期間が 30 日以上の負傷者をいう。軽傷者は負傷の治療に要する期間が 30 日未満の負傷者をいう。

- ② 直接損害額が 2 億円以上発生したもの
- ③ 次のいずれかに該当し、かつ、社会的影響が大きいと認められたもの
  - イ 多数又は長時間の避難者が発生する等住民の生活に多大な影響を及ぼしたものの
  - ロ 認定を受けている製造事業所外で人的被害が発生したもの
  - ハ 認定を受けている製造事業所外で物的被害が発生したもの
  - ニ 著しい環境破壊を及ぼしたもの
- ④ ①から③まで（③イを除く。）に掲げるいずれかの災害の発生するおそれが相当程度あったと認められ、かつ、保安体制に不備が認められたもの。例としては、以下のとおり。
  - イ 大規模な爆発、破裂等が発生したもの
  - ロ 認定を受けている製造事業所外に、爆発又は破裂に伴う重量飛散物が落下したものの

### 3. 認定の申請手続き

認定の申請に係る手続きについては、以下に従うものとする。なお、液石則第 77 条第 3 項、一般則第 79 条第 3 項及びコンビ則第 34 条第 3 項に規定する休止施設についても、申請対象に含めることができるものとする。

- (1) 認定高度保安実施者の認定申請者は、申請書（添付書類を含む。以下同じ。）を認定に係る事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出するものとする。
- (2) (1) の申請書には、自ら完成検査を行う製造施設又は自ら保安検査を行う特定施設を記入しなければならない。
- (3) (1) の申請書には、別に定める政令により定める申請手数料相当額の収入印紙及び登録免許税法により定める当該認定につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税の納付に係る領収書を添付しなければならない。ただし、登録免許税法第 24 条第 1 項に定める納付の特例を利用する場合については、この限りでない。

- (4) 産業保安監督部長は、上記(1)の申請書のうち、正本1通を経済産業大臣に、副本1通を都道府県知事(認定に係る事業所が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内にある場合であって、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号。以下「令」という。)第22条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長。以下同じ。)に送付するものとする。ただし、(1)の申請が電子申請である場合は、これを要しない。
- (5) 認定申請者は、現地検査に代わり、図面、写真及び映像その他検査に必要な資料の確認を受けようとする場合にあつては、冷凍則第55条の3第1項及び第2項、液石則第92条の7の3第1項及び第2項、一般則第94条の7の3第1項及び第2項又はコンビ則第49条の7の3第1項及び第2項(特定認定高度保安実施者の認定申請者にあつては、冷凍則第55条の3第1項から第4項まで、液石則第92条の7の3第1項から第4項まで、一般則第94条の7の3第1項から第4項まで又はコンビ則第49条の7の3第1項から第4項まで)及び認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準を定める告示(以下「告示」という。)に規定する認定の各基準を満たすことを確認できる図面、写真及び映像その他検査に必要な資料を、(1)に定める書類に添えて提出するものとする。
- (6) 隣接する複数の事業所の保安管理システムが共通であつて、保安管理体制が一体となつて運営されている場合、認定申請者は、当該隣接する事業所の認定高度保安実施者に関する申請を同時に行うことができる。この場合、重複する添付書類については、一の事業所の認定高度保安実施者の申請書に添付すれば足りる。

#### 4. 経済産業大臣が行う検査等

- (1) 経済産業省は、経済産業大臣が行う法第39条の14第2項の検査に資するため、経済産業省内に学識経験者等を構成員とする審査会を設置する。
- (2) 審査会は、高圧ガス保安協会(以下「協会」という。)又は法第39条の14第2項ただし書の経済産業大臣の指定を受けた者による調査結果を踏まえ、認定の申請をした者(経済産業大臣が法第39条の14第2項の検査を行った者に限る。)が法第39条の14第1項に規定する認定の基準に適合しているかについて審査を行う。審査会は、審査結果を経済産業大臣へ報告するものとする。
- (3) 経済産業大臣が法第39条の14第2項の検査を行った場合は、協会又は法第39条の14第2項ただし書の経済産業大臣の指定を受けた者による調査結果及び(2)の審査会における審査結果を踏まえ、認定の可否の判定を行う。

- (4) 経済産業大臣は、認定の可否の結果について、当該事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長及び都道府県知事、協会の会長並びに申請者に通知するものとする。現地検査に代わり、図面、写真及び映像その他検査に必要な資料の確認を行った場合にあっては、その旨を併せて通知するものとする。
- (5) 保安の確保のための組織及び保安の確保の方法に関する法第 39 条の 14 第 2 項の検査は、冷凍則第 55 条の 3 第 1 項及び第 2 項、液石則第 92 条の 7 の 3 第 1 項及び第 2 項、一般則第 94 条の 7 の 3 第 1 項及び第 2 項又はコンビ則第 49 条の 7 の 3 第 1 項及び第 2 項（特定認定高度保安実施者の認定申請者にあつては、冷凍則第 55 条の 3 第 1 項から第 4 項まで、液石則第 92 条の 7 の 3 第 1 項から第 4 項まで、一般則第 94 条の 7 の 3 第 1 項から第 4 項まで又はコンビ則第 49 条の 7 の 3 第 1 項から第 4 項まで）及び告示に規定する認定の各基準について、別に定める「認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について」を踏まえて行うものとする。
- (6) 保安の確保のための組織に係る検査項目のうち、冷凍則別表第 5、液石則別表第 6、一般則別表第 6 又はコンビ則別表第 9 若しくは別表第 10 上欄 2 四イ下欄一中「運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること。」については、原則設備を直接検査することを要するが、設備改善が適切に行われていることが、記録で明らかに確認できる場合には、この限りでない。
- (7) 複数の事業所を有し、そのうち一の事業所について認定を受けた者が、他の事業所について新たに認定の申請を行う場合であつて、以下の要件を全て充たすときには、当該申請に係る経済産業大臣の検査のうち本社組織に係る検査を省略することができる。
- ① 直近 6 か月以内に一の事業所について認定を取得しているとき。
  - ② ①の認定を取得する際に、本社組織に係る検査を受けているとき。
  - ③ ①の認定を取得する際の本社組織について、当該認定取得後変更が行われていないとき。
  - ④ 当該事業者の事業所において、①の認定取得後事故が発生していないとき。
- (8) 法第 39 条の 16 第 1 項に規定する「専門技術的事項の確認を行う必要があると認めるとき」とは、新規の認定の申請があつたとき、及び認定の更新の申請があり、経済産業大臣が法第 39 条の 16 第 2 項の通知を行ったときをいう。

## 5. 施設の追加

- (1) 1. から 4. までの規定は、冷凍則第 55 条の 7、液石則第 92 条の 7 の 7、一般則第 94 条の 7 の 7 又はコンビ則第 49 条の 7 の 7 の規定により、自ら検査を行う製造施

設又は特定施設を追加する場合に準用する。この場合において、4.(5)の保安の確保のための組織に係る検査項目については、追加する施設に係る部分に限るものとする。

- (2) 添付書類のうち新規又は法第39条の17の認定の更新に係る申請時に提出したものと変更がないものについては、省略することができる。
- (3) 追加された施設を自ら検査できる期間は、当該事業所の認定の有効期間の終了する日までとする。

## 6. 認定の更新

- (1) 1. から4. までの規定は、認定の更新に準用する。この場合において、添付書類のうち、前回提出したものと変更がないものについては省略することができる。
- (2) 経済産業大臣は、更新の申請に係る事業所において、考慮期間（前回の認定の更新の申請日から当該認定の更新の申請日までの期間をいう。ただし、初回の認定更新時においては、初回の認定日から認定の更新の申請日までの期間をいう。）に次のいずれかの要件に該当することとなった場合は、法第39条の16第2項の通知を行うものとする。
  - ① 高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領に規定するA級事故又はB級事故が発生した場合
  - ② 更新の申請に係る事業所内のプラント（高圧ガス製造施設以外を含む。）において、当該事業所の労働者（当該事業所の構内における他の事業所の労働者を含む。）が死亡する労働災害又は休業の日数が4日以上労働災害が発生した場合。ただし、交通事故、腰痛等であって明らかに当該事業所における安全管理と関係が希薄なものは除く。
  - ③ 高圧ガス保安法の規定に違反する行為があったことが2度以上発覚した場合。ただし、以下のいずれかに該当する場合については1度以上とする。
    - イ 高圧ガス保安法の規定に違反する行為に起因する死者1名以上の事故が発生した場合
    - ロ 高圧ガス保安法の規定への違反が100を超える場合
    - ハ 高圧ガス保安法の規定に違反する行為のあった事業所に対して経済産業大臣が処分を行った場合
    - ニ 高圧ガス保安法の規定に違反する行為のあった事業所に対して経済産業省が行政文書による行政指導を行った場合
  - ④ 認定の対象に自ら完成検査を行う製造施設又は自ら保安検査を行う特定施設を

## 追加する場合

### 7. 変更の届出

法第 39 条の 18 の規定により届出を要する場合とは、以下の書類に記載された事項の変更があり、当該変更の内容が認定の基準に直接関係があると認められる場合をいう。

- ① 冷凍則第 55 条の 2 各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更
- ② 液石則第 92 条の 7 の 2 各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更
- ③ 一般則第 94 条の 7 の 2 各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更
- ④ コンビ則第 49 条の 7 の 2 各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更

### 8. 承継

法第 39 条の 19 第 1 項第 1 号の「高圧ガスによる災害」とは、以下のいずれかに該当する事象を指すものとする。

- ① 負傷の程度に応じて次の表 a から d までに定める被害以上の人的被害が発生したとき。

	死 者	重傷者	軽傷者
a	1 名	0 名	0 名
b	0 名	2 名	0 名
c	0 名	1 名	3 名
d	0 名	0 名	6 名

※ 重傷者は負傷の治療に要する期間が 30 日以上を負傷者をいう。軽傷者は負傷の治療に要する期間が 30 日未満を負傷者をいう。

- ② 直接損害額が 2 億円以上発生したとき。
- ③ 次のいずれかに該当し、かつ、社会的影響が大きいと認められたとき。
  - イ 多数又は長時間の避難者が発生する等住民の生活に多大な影響を及ぼしたとき。
  - ロ 認定を受けている製造事業所外で人的被害が発生したとき。
  - ハ 認定を受けている製造事業所外で物的被害が発生したとき。
  - ニ 著しい環境破壊を及ぼしたとき。
- ④ ①から③まで（③イを除く。）に掲げるいずれかの災害の発生するおそれが相当程度あったと認められ、かつ、保安体制に不備が認められたとき。例としては以下のとおり。
  - イ 大規模な爆発、破裂等が発生したとき。

- ロ 認定を受けている製造事業所外に、爆発又は破裂に伴う重量飛散物が落下したとき。
- ⑤ ①から④までのいずれにも該当しない災害が1年間に2回又は5年間に4回発生し、かつ、保安体制に不備が認められたとき。ただし、少量の高圧ガスの漏えい又は、事業所自らの消火活動のみで鎮圧され公設消防機関による防消火設備を利用した消火活動を要しなかった火災等の軽微と認められる災害であつて、人身被害を伴わず、災害覚知後、迅速に都道府県知事等に通知されているものは、この場合の災害には該当しないものとする。

## 9. 認定の取消し

(1) 法第39条の20第1項第1号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができる場合は、認定を受けている製造事業所において、次のいずれかの要件に該当する高圧ガスによる災害が発生した場合とする。

- ① 負傷の程度に応じて次の表 a から d までに定める被害以上の人的被害が発生したとき。

	死 者	重 傷 者	軽 傷 者
a	1 名	0 名	0 名
b	0 名	2 名	0 名
c	0 名	1 名	3 名
d	0 名	0 名	6 名

※ 重傷者は負傷の治療に要する期間が30日以上を負傷者をいう。軽傷者は負傷の治療に要する期間が30日未満を負傷者をいう。

- ② 直接損害額が2億円以上発生したとき。
- ③ 次のいずれかに該当し、かつ、社会的影響が大きいと認められたとき。
  - イ 多数又は長時間の避難者が発生する等住民の生活に多大な影響を及ぼしたとき。
  - ロ 認定を受けている製造事業所外で人的被害が発生したとき。
  - ハ 認定を受けている製造事業所外で物的被害が発生したとき。
  - ニ 著しい環境破壊を及ぼしたとき。
- ④ ①から③まで（③イを除く。）に掲げるいずれかの災害の発生するおそれが相当程度あつたと認められ、かつ、保安体制に不備が認められたとき。例としては、以下のとおり。
  - イ 大規模な爆発、破裂等が発生したとき。



ロ 認定を受けている製造事業所外に、爆発又は破裂に伴う重量飛散物が落下したとき。

⑤ ①から④までのいずれにも該当しない災害が1年間に2回又は5年間に4回発生し、かつ、保安体制に不備が認められたとき。ただし、少量の高圧ガスの漏えい又は、事業所自らの消火活動のみで鎮圧され公設消防機関による防消火設備を利用した消火活動を要しなかった火災等の軽微と認められる災害であって、人身被害を伴わず、災害覚知後、迅速に都道府県知事等に通知されているものは、この場合の災害には該当しないものとする。

(2) 法第39条の20第1項第2号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、認定を受けている製造事業所の高圧ガス設備以外の施設において、次のいずれかの要件に該当する発火その他の高圧ガスによる災害の発生のおそれのある事故が発生した場合とする。

① (1)の①から③まで(③イを除く。)に掲げるいずれかの災害の発生するおそれが相当程度あった事故と認められ、かつ、保安体制に不備が認められたとき。

② ①の要件に該当しない事故が1年間に4回発生し、かつ、保安体制に不備が認められたとき。ただし、事業所自らの消火活動のみで鎮圧され公設消防機関による防消火設備を利用した消火活動を要しなかった火災等の軽微と認められる災害であって、人身被害を伴わず、事故覚知後、迅速に消防機関等に通報されているものは、この場合の事故には該当しないものとする。

③ ①の要件に該当しない事故が1年間に2回発生し、かつ、保安体制に不備が認められたときであって、(1)の⑤の災害が過去1年間に1回発生していたとき。ただし、事業所自らの消火活動のみで鎮圧され公設消防機関による防消火設備を利用した消火活動を要しなかった火災等の軽微と認められる災害であって、人身被害を伴わず、事故覚知後、迅速に消防機関等に通報されているものは、この場合の事故には該当しないものとする。

(3) 法第39条の20第1項第6号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、次のいずれかに該当することとなった場合とする。

① 認定保安検査に係る検査脱漏等、事業所の保安体制に不備が認められ、かつ、それが(1)の①から③まで(③イを除く。)に掲げるいずれかの災害を惹起するおそれが相当程度あったと認められたとき。ただし、本社による監査等により自ら確認し、速やかに報告があったものについては、この限りではない。

② 緊急時即時通報連絡が行われなかったとき等保安体制に重大な不備が認められたとき。

- ③ 高圧ガス保安法に規定する手続等のうち特に重要なものへの違反があり、その違反に起因して事故が発生する蓋然性が認められた等、当該違反が危険性を有するものであり、その違反について組織的な関与が認められた等、違反の態様が悪質な場合等、保安の確保上認定を取り消すことが相当と認められるとき。
- ④ 検査内容を捏造し又は改ざんした認定高度保安検査又は認定高度完成検査の記録を作成していたとき。

#### 10. 認定高度保安実施者に関する特例措置について

保安検査の方法のうち、次回検査時期を定める場合には、「高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準 KHK/PAJ/JPCA S 0851 (2022)」(以下「次回検査時期設定基準」という。)によることができる。

#### 11. 特定認定高度保安実施者に関する特例措置等について

保安検査の方法のうち、冷凍則第 55 条の 12 第 3 項第 2 号イ、液石則第 92 条の 7 の 13 第 5 項第 2 号イ、一般則第 94 条の 7 の 13 第 5 項第 2 号イ又はコンビ則第 49 条の 7 の 13 第 5 項第 2 号イの「製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法」とは、次回検査時期設定基準又はこれと同等の基準に基づき適切な期間を設定して行う方法をいう。ただし、次回検査時期設定基準に基づき適切な期間を設定する際に、対象損傷が次回検査時期設定基準で規定する減肉であって、12. (1) に掲げる表中四 2 を満たす場合は、開放検査の次回検査は余寿命に 0.5 (検査時期設定係数) を乗じて得られる期間内に行うことができる。

#### 12. 特定認定高度保安実施者に関する認定の基準の解釈について

冷凍則第 55 条の 3 第 3 項および第 4 項、液石則第 92 条の 7 の 3 第 3 項及び第 4 項、一般則第 94 条の 7 の 3 第 3 項及び第 4 項又はコンビ則第 49 条の 7 の 3 第 3 項及び第 4 項で定める認定の基準について、その適合性の評価に当たっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、判断の視点及びその解釈は下記のとおりとする。

なお、判断の視点における詳細事項は、判断の視点を例示するものであり、これと同等であるものは認めることとする。

また、特定認定高度保安実施者に関する認定に当たっては、冷凍則第 55 条の 3 第 3 項第 5 号、液石則第 92 条の 7 の 3 第 3 項第 5 号、一般則第 94 条の 7 の 3 第 3 項第 5 号又はコンビ則第 49 条の 7 の 3 第 3 項第 5 号に基づき、それぞれの認定の基準について、継続的改善を行っていることを確認することとする。

(1) 冷凍則第 55 条の 3 第 3 項、液石則第 92 条の 7 の 3 第 3 項、一般則第 94 条の 7 の 3 第 3 項及びコンビ則第 49 条の 7 の 3 第 3 項について

法令の要求事項	判断の視点		解釈
	項目	詳細事項	
一 危険源の特定及び評価を実施し、その結果に基づき、当該危険源による保安への影響を軽減するための措置を網羅的に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。	1 高度な人材の確保	イ 多様な立場からの関与 (1) 保安管理組織、設備管理組織及び運転管理組織のそれぞれから適切に参加していること。	(1-1) リスクマネジメントの体制が定められ、保安管理組織、設備管理組織及び運転管理組織のそれぞれから適切に参加し、合議していること。 (1-2) リスクランクに応じて、承認者を明確化していること。
		ロ 有資格者の参加 (1) 適切に自社内の資格制度を構築、外部の資格制度の活用又はこれらと同等の取組を実施していること。	(1) 必要な知識及び経験を明確に規定した自社内の資格制度の構築、外部の資格制度の活用又はこれらと同等の取組を実施していること。
	2 高度なリスクの抽出	イ 非定常時の作業、工程及び運転等を含めたリスクアセスメントの実施 (1) 非定常時の作業、工程及び運転等を含めたリスクアセスメントを主要な設備に対して適切に実施していること。	(1) 非定常時のリスクアセスメントについて、実施する対象を適切に選定した上で実施しており、継続的改善を行っていること。
		ロ 新たな危険源の特定のための適切な見直し (1) 危険源の抽出は、適切に定期的見直しを行っていること。 (2) リスクアセスメントの見直しの際に、新たな有資格者を加える等、リスク抽出	(1) 定常及び非定常を含む事業所全体の活動を捉えた危険源を抽出し、適切に定期的見直しを行っていること。 (2) リスクアセスメントの見直しの際に、新たな有資格者を加える等のリスク抽出の工夫を適切にし、継続的改善を行っていること。

		の工夫を適切にしていること。	
		ハ 設備変更に係る成熟した評価の実施 (1) 変更管理におけるリスクアセスメントについて、内部組織における第三者による確認を適切に実施していること。	(1-1) 設備変更を含め変更管理の対象が明確であり、対象ごとにリスクアセスメントを実施し、リスク低減対策等の継続的改善を適切に行っていること。 (1-2) リスクアセスメントは、リスクアセスメント当事者以外の内部組織における第三者による確認を実施していること。
	3 高度なリスク低減	イ 達成すべきレベルまでの適切なリスク低減対策 (1) 達成すべきリスク基準を明確にし、必要なリスク低減対策を適切に実施していること。	(1) 許容可能なリスクについて達成すべきリスク基準を明確にし、必要なリスク低減対策を実施し、継続的改善を行っていること。
		(2) 結果を他部署とも共有し、各部署が適切なリスク低減対策を実施していること。	(2) リスクアセスメント結果を他部署に共有し、各部署で水平展開を図り、適切なリスク低減対策を実施していること。また、継続的改善を行っていること。
		(3) リスク低減対策について不足した点がないこと。	(3) リスク低減対策及び対策後のリスクの重大性について、評価及び承認する仕組みがあるなど、リスク低減対策について不足した点がないことを確認する仕組みがあり、継続的改善を行っていること。
二 従業員等の教育及び訓練を高度に実施する体制を整	1 高度な緊急時対応訓練	イ より実践的な訓練 (1) 消防技能訓練等の緊急事態を想定した実践的な訓練を実施していること。	(1) 緊急事態を想定した消防技能訓練等の実践的な消火活動訓練等を計画し、適切に実施していること。

備しており、かつ、適切に実施していること。		(2) 防消火の指針及び考え方並びに想定リスクシナリオ等を保有しており、これらに基づいた適切な訓練を実施していること。	(2-1) 事業所の施設等に応じた防消火の指針及び考え方並びに想定リスクシナリオ等があり、これらに基づいた適切な訓練を実施していること。 (2-2) 実施結果について評価し、継続的改善を行っていること。
	2 高度なリスクアセスメント教育	イ リスクアセスメントの事例紹介と実践 (1) リスクアセスメント教育を適切に実施していること。 (2) リスクアセスメントの基礎講座、事例紹介及び実践講座等を通して、事業所内で適切にリスクアセスメントを実施できる人材を適切に育成していること。	(1-1) リスクアセスメント教育のカリキュラム及び実施計画を決定し、それに基づき適切に実施していること。 (1-2) 実施計画に資格制度又はこれと同等以上の取組の位置づけを明確にしていること。 (2) リスクアセスメントの基礎講座、事例紹介及び実践講座等のリスクアセスメント教育の結果を評価し、継続的改善を行い、適切にリスクアセスメントを実施できる人材を適切に育成していること。
	3 高度なエンジニア教育及び技術伝承	イ 問題解決教育及び事故事例教育等による若手エンジニアの教育並びに資格制度の構築 (1) 熟練従業員の引退又は人事異動等に伴う保安力の低下を防ぐために、エンジニア育成及び技術伝承等の適切な教育を実施していること。	(1) (2) 熟練従業員の引退又は人事異動等に伴う保安力の低下を防ぐため、職務のミッション並びにそれに必要な能力及び技術を明確にし、事業所の人材構成に応じたエンジニア育成及び技術伝承等の教育カリキュラム（問題解決教育及び事故事例教育等を含む。）及び計画を作成し、適切に実施していること。

		(2) 問題解決教育及び事故事例教育等を適切に実施していること。	
		(3) 若手エンジニアを適切に育成していること。	(3) 入社10年目程度までの若手に着目したエンジニア教育計画を作成するとともに、教育の実施及び結果の評価を行い、エンジニアを適切に育成していること。
		(4) 技術伝承について、資格制度の構築など熟練従業員が責任をもって取り組む姿勢を明確にしていること。	(4) 熟練従業員の教育訓練における役割（技術伝承を含む。）及び位置づけを教育計画等の中で明確にしていること。
		ロ 個人ごとの教育計画による技術伝承 (1) 個人の必要能力に応じた教育計画を作成するなど、必要に応じた教育を実施していること。	(1-1) 事業所の特性に応じた運転及び設備管理等の業務に必要な能力を明確にし、人材育成のための個人の必要能力に応じた教育計画を作成しており、適切に実施していること。 (1-2) 実施結果の評価を行い、継続的改善を行っていること。
	4 高度な体感教育	イ 実習プラント教育又は危険体感教育等の実施 (1) 実習プラント教育又は危険体感教育等を適切に実施していること。	(1) 事業所の運営状況を踏まえ、自社所有又は外部の模擬プラント等による実習プラント教育又は危険体感教育等を適切に実施していること。
三 第三者の専門的な知見を適切に活用する体制を整備しており、かつ、適切に活	1 第三者の専門的な知見の活用	イ 特定非営利活動法人安全工学会等の社外の第三者機関による保安力評価及びその結果の公表 (1) 特定非営利活動法人安全工学会等の第三者機関の評価を受け、助言内容を踏ま	(1) (2) 安全管理及びリスクアセスメントの知見を有する特定非営利活動法人安全工学会等の社外の第三者機関により、事業所の保安管理システム（リスクアセスメントを含む。）の運用及び実施状況について評価を受

用していること。		えて、適切に改善策を実施し、対応状況等の結果を公表していること。 (2) リスクアセスメントに関する評価を受けていること。	け、その助言内容及び評価を踏まえ、適切に継続的改善が行われていること。 (1) (2) 対応状況等及び保安管理システムの概況について、ホームページ又はCSRレポート等を利用して公表していること。
		ロ 教育機会の提供又は良好事例の展開 (1) 教育の機会の提供又は先端的な情報通信技術等について良好事例として他事業所に展開する等の、自らが模範となる取組を実施していること。	(1) 教育の機会の提供又は先端的な情報通信技術等に関する取組について良好事例として自社の他事業所へ展開するとともに、ホームページ又は外部での講演会等で積極的に情報発信していること。
四 連続運転期間（運転を停止して行つた前回の保安検査の日から運転停止をして行う次回の保安検査の日までの期間をいう。）及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備しており、かつ、適切に評価していること。	1 保安検査体制	イ 適切に連続運転期間等を評価できる体制の整備 (1) 容器及び配管等の静機器の保安体制に関して ① KHK/PAJ/JPCA S 0851(2022)に規定するFFS組織又はこれと同等な組織を設置すること。 ② 設定した保安検査の方法及び保安検査期間の評価者及び承認者に一般社団法人日本高圧力技術協会の設備等リスクマネジメント技術者資格又はこれと同等な資格を有する者がいること。 (2) 圧縮機及びポンプ等の動機器の保安体制に関して	(1)～(4) 次に掲げる体制を満たすこと。 (i) 自主的に保安検査の方法、保安検査及び連続運転期間等を適切に設定するための組織を設置しているとともに、責任者、承認者及び設定者を選任していること。 (ii) (i)の責任者、承認者及び設定者のそれぞれに必要な能力及び経験等を明確に定め、その内容が適切であること。 (iii) 承認者及び設定者については、以下の①から④までの場合に依じて、それぞれに規定する資格を有する者であること。

		<p>① 運転期間に応じて適切に予備機を配置していること。</p> <p>② 機械保全技能士、公益社団法人石油学会の設備維持管理士又はこれらと同等な資格を有する者がいること。</p>	<p>① 容器及び配管等の静機器の保安検査の実施方法を定める場合は、一般社団法人日本高圧力技術協会の設備等リスクマネジメント技術者資格又はこれと同等な資格を有する者であること。</p> <p>② 圧縮機及びポンプ等の動機器の保安検査の実施方法を定める場合は、機械保全技能士、公益社団法人石油学会の設備維持管理士又はこれらと同等な資格を有する者であること。</p> <p>③ 電気計装の保安検査の実施方法を定める場合は、電気主任技術者、公益社団法人石油学会の設備維持管理士又はこれと同等な資格を有する者であること。</p> <p>④ 安全装置及びインターロック等の保安防災設備、導管など保安検査対象となるその他の設備全般の保安検査の実施方法を定める場合は、技術士等適切に検査を定める能力を有する者であること。</p> <p>(iv) 容器及び配管等の静機器の余寿命評価及び開放検査時期を適切に設定するため、KHK/PAJ/JPCA S 0851(2022)に規定される FFS 組織又はこ</p>
	<p>(3) 電気計装の保安体制に関して</p> <p>電気主任技術者又は公益社団法人石油学会の設備維持管理士等の有資格者がいるなど、適切に寿命評価を行える体制になっていること。</p>		
		<p>(4) 安全装置及びインターロック等の保安防災設備並びに導管など保安検査対象となるその他の設備全般の保安体制に関して</p> <p>① 運転期間に応じた適切な改善が図られていること。</p> <p>② 技術士等適切に検査を定める能力を有する者がいること。</p>	



			<p>れと同等な組織を設置し、適切に実施していること。</p> <p>(v) (i)及び(iv)の組織は、既存の組織を活用することができるものとする。</p> <p>(vi) (i)及び(iv)の組織については、それぞれの組織に必要な能力を有している場合は、同一の組織でもよいものとする。</p> <p>(vii) (i)及び(iv)の組織の責任者、承認者及び設定者は、他の検査手法、余寿命評価及び開放検査時期に係る責任者、承認者又は設定者を兼任することができるものとする。</p> <p>(viii) (i)及び(ii)の組織及び手順等について、適切に文書化していること。</p> <p>(ix) 保安検査及び検査管理の実施は、冷凍則別表第五、液石則別表第六、一般則別表第六、又はコンビ則別表第九若しくは別表第十に規定する認定の基準のとおり検査組織及び検査管理組織が保安検査及び検査管理を実施していること。</p>
2 長期開放検査 周期設定の評価体制（対象 損傷が	イ KHK/PAJ/JPCA S 0851  (2022)に加え、次の(1)から (5)までを実施できる体制の 整備	(1) 腐食環境ごとに監視項目（温度、流体成分濃度、pH等）、監視方法（温度計、ガスクロ分析等）、監視頻度等を定め、常時	

<p>KHK/PAJ/JPCAS 0851 (2022) で規定する減肉であって、開放検査の次回検査を余寿命に 0.5 (検査時期設定係数) を乗じて得られる期間内に行おうとする者に限る。</p>	<p>(1) 供用中の腐食環境の変化を常時に又は定期的に監視すること。</p>	<p>に又は定期的に設備の腐食環境を監視すること。</p>
	<p>(2) 損傷の分類、検査点の選定を適切に行うために必要な長期的な運転実績及び開放検査実績を有していること。</p>	
	<p>(3) 検査の計画、実施、評価、判定及び判定後の措置等 (以下「供用適性評価」という。) に係る業務を自社内で確実に実行するための体制を構築すること。</p>	<p>(3) KHK/PAJ/JPCA S 0851 (2022) の「7. 基準適用のための運用体制」における評価区分Ⅱの体制又はこれと同等以上の体制を構築し、供用適性評価を適切に実施すること。</p>
	<p>(4) 供用適性評価の結果に対して、本社の保安管理を担当する組織を主体とした監査を行い、保安対策本部等にその監査結果を報告すること。</p>	<p>(4) 本社の保安管理を担当する組織は供用適性評価が適切に実施されているかどうかについて年に 1 回以上監査を行い、保安対策本部等にその監査結果を報告すること。</p>
	<p>(5) 供用適性評価に係る業務を確実に実施するため、必要な基準類を整備し、活用すること。</p>	<p>(5) 供用適性評価に係る業務を確実に実施するため、次に掲げる事項を明確に定め、文書化し、活用すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象設備の選定の条件・手順に関すること。</li> <li>② 開放検査の次回検査時期の設定に関すること。</li> <li>③ 腐食環境の変化の監視に関すること。</li> <li>④ 腐食環境の変化及び減肉速度の変化が発生した場合の処置、再評価等に関すること。</li> </ul>

			⑤ 供用適性評価の結果に対する監査に関すること。 ⑥ その他必要な基準類
--	--	--	---

(2) 冷凍則第 55 条の 3 第 4 項、液石則第 92 条の 7 の 3 第 4 項、一般則第 94 条の 7 の 3 第 4 項及びコンビ則第 49 条の 7 の 3 第 4 項について

法令の要求事項	判断の視点		解釈
	項目	詳細事項	
令第十条の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な情報通信技術を用いたものは、先端的な情報通信技術を用いた保安の確保の方法であつて、保安を確保するため作業員が行うべき判断を補助する技術を活用するものをいう。	/		(1) 先端的な情報通信技術とは、AI・ビッグデータ等を活用し運転時のプロセスデータから異常を早期に検知し作業員の判断を補助・代替するなど、人の意思決定を補助・代替する技術等をいう。

### 13. その他

#### (1) 申請書の作成方法

- ① 認定申請書中「申請の種類」の欄は、新規、更新又は追加を申請施設ごとに明確に記入すること。
- ② 認定高度保安実施者の認定申請のうち、運転を停止することなく保安検査を行う場合は、認定申請書中「運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間」の欄に、申請施設ごとに連続運転期間を記入すること。
- ③ 申請施設名は、都道府県知事の許可を受けた施設名を記入すること。

#### (2) その他

- ① 告示第 6 条第 1 項の「製造工程、設備、運転等」には、非定常時の作業、工程、運転等も含むものとする。
- ② 告示第 10 条第 2 項第 3 号ハの「運転管理を担当する組織に所属している者の 50 パーセント以上が製造保安責任者免状を有していること」とは、申請施設ごとに製造保安責任者免状を有している者が 50 パーセント以上であることを指す。
- ③ 告示第 11 条第 2 項第 6 号の「その他教育訓練全般」には、危険を予知する能力等の養成、向上に資する教育訓練も含むものとする。

- ④ 告示第 15 条第 5 項の「冷凍保安規則第 7 条第 1 項第 5 号、液化石油ガス保安規則第 6 条第 1 項第 20 号、一般高圧ガス保安規則第 6 条第 1 項第 17 号又はコンビナート等保安規則第 5 条第 1 項第 24 号の経済産業大臣が定める耐震設計の基準を踏まえ、適切な対策を実施」していることとは、既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について（平成 26 年 5 月 21 日付け 20140519 商局第 1 号）等の通知文書の対象となる既存の設備等について、当該通知文書に従い適切に対策を実施していることをいう。
- ⑤ 冷凍則別表第 5、液石則別表第 6、一般則別表第 6 又はコンビ則別表第 9 若しくは別表第 10 上欄 2 三イ下欄二、三若しくは五中「完成検査組織の長」並びに冷凍則別表第 5、液石則別表第 6、一般則別表第 6 又はコンビ則別表第 9 若しくは別表第 10 上欄 2 四ロ下欄二中「保安検査組織の長」及び冷凍則別表第 5、液石則別表第 6、一般則別表第 6 又はコンビ則別表第 9 若しくは別表第 10 上欄 2 三ハ下欄二中「完成検査管理を行う組織の長」並びに冷凍則別表第 5、液石則別表第 6、一般則別表第 6 又はコンビ則別表第 9 若しくは別表第 10 上欄 2 四ニ下欄二中「保安検査管理を行う組織の長」が実施する業務について、当該規則に規定する基準に該当する範囲内において、その業務を代行する者をあらかじめ指名することができることとする。
- ⑥ 冷凍則別表第 5、液石則別表第 6、一般則別表第 6 又はコンビ則別表第 9 若しくは別表第 10 上欄 2 三イ下欄六、上欄 2 四ロ下欄三及び告示第 10 条第 2 項第 4 号ハ中「必要な非破壊検査技術に関する資格」とは、一般社団法人日本非破壊検査協会が認定する非破壊試験に係る資格のうち非破壊試験技術者レベル 2 以上とする。
- ⑦ 冷凍則別表第 5、液石則別表第 6、一般則別表第 6 又はコンビ則別表第 9 若しくは別表第 10 上欄 2 三口下欄二並びに上欄 2 四ハ下欄二中「適切に実施されること」とは、検査のチェックが有効に機能する体制であることとする。
- ⑧ 法第 39 条の 27 第 2 項の規定は、冷凍則第 55 条の 3 第 1 項第 2 号、液石則第 92 条の 7 の 3 第 1 項第 2 号、一般則第 94 条の 7 の 3 第 1 項第 2 号又はコンビ則第 49 条の 7 の 3 第 1 項第 2 号の認定に係る特定施設に限って、適用するものとする。
- ⑨ 冷凍則第 55 条の 12 第 3 項第 2 号ハ、液石則第 92 条の 7 の 13 第 5 項第 2 号ハ、一般則第 94 条の 7 の 13 第 5 項第 2 号ハ又はコンビ則第 49 条の 7 の 13 条第 5 項第 2 号ハの「保安検査に係る責任者」とは、12.（1）に掲げる表中四 1 に基づき整備された保安管理体制において選任された責任者をいう。

14. 冷凍則第 55 条の 12 第 3 項第 1 号、液石則第 92 条の 7 の 13 第 5 項第 1 号、一般則第 94 条の 7 の 13 第 5 項第 1 号又はコンビ則第 49 条の 7 の 13 第 5 項第 1 号に基づく保安検査の方法の申請手続について

(1) 申請手続

- ① 保安検査方法の認定申請は、高圧ガス保安法第 39 条の 13 の認定を受けている者が、保安検査方法の認定の必要が生じる都度、事業所ごとに申請を行わなければならない（同号の認定（その更新を含む。）に当たり保安検査方法の認定を行う場合を除く。）。
- ② 保安検査方法の認定申請を行おうとする者は、様式第 1 の保安検査方法の認定申請書を事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出するものとする。
- ③ 保安検査方法の認定申請には、協会の会長が事前に行う技術上の評価（以下「事前評価」という。）の結果を添付しなければならない。

(2) 事前評価

- ① 保安検査方法の認定を受けようとする者は、経済産業大臣に保安検査方法の認定申請をする前に、協会の会長が行う事前評価を受けなければならない。
- ② 事前評価を受けようとする者は、協会が別に定める事前評価に関する実施要領に基づき、事前評価の申請書を協会の会長に提出するものとする。
- ③ 協会の会長は、当該実施要領に基づき事前評価を行ったときは、速やかに事前評価の申請を行った者にその結果を通知しなければならない。

様式 1

保安検査方法の認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者

住 所

名 称

代表者

〇〇の規定に基づき、別紙の保安検査の方法について認定を受けたいので、申請します。

別紙の保安検査 の方法を用いる 事業所	名称	
	所在地	

(備考)

1. この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2. 代表権を有しない者が申請者となる場合は、代表権者の委任状を添付すること。
3. 「〇〇」には、申請の根拠条文（冷凍保安規則第 55 条の 12 第 3 項第 1 号、液化石油ガス保安規則第 92 条の 7 の 13 第 5 項第 1 号、一般高圧ガス保安規則第 94 条の 7 の 13 第 5 項第 1 号又はコンビナート等保安規則第 49 条の 7 の 13 第 5 項第 1 号）を記入すること。

別紙

申請する保安検査の方法の説明

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。